

改 平成 八年一〇月一八日条例第三九号 平成一三年 三月二七日条例第三三号  
正

令和 五年 三月二二日条例第一一号

埼玉県農業災害対策特別措置条例をここに公布する。

埼玉県農業災害対策特別措置条例

（目的）

第一条 この条例は、降ひよう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災による災害（以下「災害」という。）によつて損失を受けた農業を営む者（以下「農業者」という。）に対し、被害農作物の病虫害の防除、樹勢又は草勢の回復等に関する措置及び農業経営に必要な資金の融通を円滑にする措置（以下「助成措置」という。）を講じ、もつて農業生産力の維持及び農業経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「補助対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特別災害（次条第一項に規定する特別災害をいう。以下本条において同じ。）による農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上である農業者
  - 二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者
  - 三 特別災害によるその管理するビニールハウス、果樹だな、畜舎その他の農業用生産施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第一条の三に規定する施設を除く。）で知事が指定するもの（以下「指定農業用生産施設」という。）の種類ごとの損壊等による損失額が当該指定農業用生産施設の種類ごとの被害時における価額の百分の三十以上である農業者
- 2 この条例において「融資対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する旨の市町村長の認定を受けた者をいう。
- 一 特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該農作物、畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である農業者
  - 二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者
  - 三 特別災害によるその管理する指定農業用生産施設の種類ごとの損壊等による損失額が当該指定農業用生産施設の種類ごとの被害時における価額の百分の三十以上である農業者
- 3 この条例において「農業災害資金」とは、農業協同組合又は金融機関が融資対象農業者に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、指定農業用生産施設の復旧に必要な資金その他の農業経営に必要な資金として知事が定める期間内に貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。
- 一 市町村長が認定する損失額又は五百万円のどちらか低い額の範囲内のものであること。
  - 二 償還期限が、六年の範囲内において知事が定める期限以内のものであること。
  - 三 利率が、年三・五パーセント以内のものであること。

一部改正〔平成八年条例三九号・令和五年一一号〕

（災害の指定）

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する災害で農業経営に特に影響があると認められる災害が発生した場合には、当該災害を特別災害として指定するものとする。

- 一 農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けたほ場の面積が、一又は二以上の隣接する市町村の区域内に十ヘクタール（降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつて

は、五ヘクタール)以上である災害

二 畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けた農業者の戸数が、一又は二以上の隣接する市町村の区域内に十戸(降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつては、五戸)以上である災害

三 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時において栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者の戸数が、一又は二以上の隣接する市町村の区域内に十戸(降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつては、五戸)以上である災害

四 指定農業用生産施設の種類ごとに被害時において管理する当該指定農業用生産施設の種類の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者の戸数が、一又は二以上の隣接する市町村の区域内に十戸(降ひよう、竜巻又は突風の場合にあつては、五戸)以上である災害

五 次に掲げる損失の額の合計額が、一の市町村の区域内において規則で定める額を超えることとなつた災害

イ 農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けたほ場における当該損失の額

ロ 畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けた農業者における当該損失の額

ハ 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時において栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当該損失の額

ニ 指定農業用生産施設に被害時において管理する当該指定農業用生産施設の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当該損失の額

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔平成一三年条例三三三号・令和五年一一号〕

(助成措置の決定)

第四条 知事は、前条第一項の指定をしたときは、次の各号に掲げる助成措置のうち、当該特別災害に対して適用すべき助成措置を定めるものとする。

一 病虫害の防除についての補助

二 樹勢又は草勢の回復についての補助

三 代替作又は次期作についての補助

四 蚕種又は苗木についての補助

五 樹勢の更新についての補助

六 種苗、桑葉等の輸送についての補助

七 指定農業用生産施設の撤去作業についての補助

八 農業経営に必要な資金の融通を円滑にするための措置についての助成

九 第一号から第七号までに掲げるもののほか、特別災害による被害の状況を勘案して知事が特に必要と認める補助

一部改正〔令和五年条例一一号〕

(農業生産力維持のための県費補助)

第五条 県は、前条の規定により知事が定める助成措置(同条第八号の助成措置を除く。)について、市町村が当該市町村の区域内における補助対象農業者に対し補助する場合は、予算の範囲内で、当該補助に要する経費の一部として、当該市町村に対し補助金を交付する。

2 前項の補助金に係る補助対象経費、補助率その他補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔令和五年条例一一号〕

(適用除外)

第六条 前条第一項の規定により市町村が補助した場合において、農業者一人に対する補助金の額が千円未満のものについては、同項の補助金の交付の対象としない。

2 市町村に対する補助金の額が十万円に達しない場合は、前条第一項の規定にかかわらず、補助金を交付しない。

(農業経営安定のための県費補助)

第七条 県は、市町村に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費の一部として、補助金を交付す

る。

- 一 市町村が、農業協同組合又は金融機関との契約により、当該農業協同組合又は当該金融機関が貸し付けた農業災害資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費
  - 二 市町村が、農業協同組合又は金融機関との契約により、当該農業協同組合又は当該金融機関が農業災害資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費
- 2 前項の補助金に係る補助率その他補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。
  - 3 第一項第二号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。
    - 一 当該契約の当事者である農業協同組合又は金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。
    - 二 当該契約の当事者である農業協同組合又は金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町村に納付しなければならないこと。
  - 4 第一項第二号の損失は、融資元本の償還期限到来後知事が定める期間を経過してなお元本又は利子（知事が定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

（農業災害資金の融資限度額）

第八条 前条第一項の規定により県が市町村に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号に掲げる農業災害資金の総額は、それぞれの特別災害ごとに知事が定める額を限度とする。

（県への納付金）

第九条 第七条第一項の規定により補助金の交付を受けた市町村は、農業協同組合又は金融機関から同条第三項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を県から補助を受けた割合に応じて県に納付しなければならない。

（法による融資措置）

第十条 融資対象農業者が農業協同組合又は金融機関から農業災害資金の貸付けを受けた後において、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）又は激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）に基づく資金の融通の措置が講じられた場合は、当該融資対象農業者は、知事の指定する期日までに天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法又は激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による資金に借り替えることができる。

一部改正〔令和五年条例一一号〕

（条例等の違反に対する措置）

第十一条 県は、市町村がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は市町村と第七条第一項第二号の契約を結んだ農業協同組合又は金融機関が同条第三項各号の契約事項に違反したときは、当該市町村に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（報告及び検査）

第十二条 知事は、農業災害資金の貸付けが適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、当該農業災害資金を貸し付けた農業協同組合若しくは金融機関から報告を徴し、又は当該職員をして農業協同組合若しくは金融機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（平成八年十月十八日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、平成八年七月三日以後に発生した災害について適用する。

附 則（平成十三年三月二十七日条例第三十三号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、同日以後に発生した災害について適用する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第十一号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例の規定は、同日以後に発生した災害について適用する。